

温故知新

(封建社会のはじまり)

No. 27

1232年 執権 ()
所領などの争いごとを公平にさばくために、
これまで武家社会で行われていたしきたりや裁判の例をもとに
[] ()
(51ヶ条の簡単なもの)
を作った。

武士の生活

武士は、荘園や公領の中の土塀や堀をめぐらした屋敷に [] と
いう建物を建てて住んでいた。

武士の所領や () は、男女の子どもに分けてゆずられた。
そして、一族は、親の家を継いだ () のもとにまとまり、
戦いのときも () が一族をひきいて出陣した。

女性も親の () を受け継いだり、() になる者もあった。
夫をなくした女主人は、() も統率した。

農民の生活

農民は、荘園領主に () や雑税を納めさせられたほか、それらを京都
などへ運ぶ () もかけられた。

地頭からは、田畑を耕作させられたり、さまざまな仕事にかり出されたりした。

この時代は、

- ・洪水で () が荒らされることも多かった。
- ・日照りや () におびやかされて苦しむこともしばしばあった。

↓

↓

新しい土地の開墾

牛馬にすきをひかせて土地を深く耕す

肥料の工夫

近畿地方では、米と麦の () が広まる

↓

↓

農業生産の向上

荘園領主や地頭などに対して集団で対抗する

このころ、手工業者や商人が増え、商品の売買がさかんになる。

↓

月3回の () がたつ。

地方の要地や寺社の門前

売買には、宋から輸入した () などが
使われた。